



平成 21 年 6 月 3 日

各 位

会社名 マルシエ株式会社
代表者名 代表取締役社長 谷垣 雅之
(コード番号 7524 東証・大証一部)
問合せ先 取締役管理本部長 川角 茂樹
(TEL 06-6624-8100)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 6 月 3 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 21 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙資料の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 21 日(日曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 21 日(日曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株券の発行）</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条</u> （条文省略）</p> <p>（单元株式数および单元未満株券の不発行）</p> <p><u>第9条</u> 当社の单元株式数は100株とする。</p> <p><u>2</u> <u>第7条の規定にかかわらず、当社は单元未満株式数に係る株券を発行しない。</u></p> <p>（单元未満株式の買増し請求）</p> <p><u>第10条</u> 当社の单元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。</p> <p><u>第11条</u> （条文省略）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2</u> 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、公告する。</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規則）</p> <p><u>第13条</u> 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続</p>	<p>（削 除）</p> <p><u>第7条</u> （現行どおり）</p> <p>（单元株式数）</p> <p><u>第8条</u> （現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>（单元未満株式の買増し請求）</p> <p><u>第9条</u> 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。</p> <p><u>第10条</u> （現行どおり）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p><u>第11条</u> （現行どおり）</p> <p><u>2</u> （現行どおり）</p> <p><u>3</u> 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p><u>第12条</u> 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または定款に定めるも</p>

<p>きは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第46条（条文省略） （新設）</p>	<p>ののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第45条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--